

福岡大学 FD・SD に関する全学的方針

1. FD・SD の目的と定義

本学では、「建学の精神」に基づく「教育研究の理念」の具現化に向けて、本学のあらゆる活動[※]の内部質保証を推進することを目的として行われる、組織的かつ継続的な改善を図る活動を FD と総称する。

そのうち、組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を図る活動を「教育 FD」と称する。

※ ここでいう「あらゆる活動」とは、「教育・学生支援・学生の受け入れ」、「研究」、「社会連携・社会貢献」、「運営・財務」を意味する。

また、事務職員が「建学の精神」に基づく「教育研究の理念」の具現化に向けて、業務を通じて貢献できるようになることを目的として行われる資質向上や職能開発に関するあらゆる活動を SD と総称する。

2. FD・SD の実施方針

(1) FD の実施にあたっては、「建学の精神」や「教育研究の理念」を踏まえながら、全学レベル及び各組織レベル（学部・研究科、センター等）の内部質保証が適切に推進されるよう、内容や対象者を検討しつつ体系的に行うものとする。

その際、教育職員に対する研修という形態で行う FD については、本学が別に定める「求める教員像及び教員組織の編成方針」を踏まえて実施するものとする。

(2) SD の実施にあたっては、「建学の精神」や「教育研究の理念」を踏まえながら、本学が別に定める「事務職員に求める能力」及び「学校法人福岡大学 SD 推進の基本方針」に基づいて、事務職員一人ひとりのキャリアや職務に必要なとされる能力を開発できるよう体系的に行うものとする。

(3) FD・SD として行われる活動は、「建学の精神」や「教育研究の理念」などを踏まえるのみならず、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。

3. FD・SD の効果検証・改善と発信

FD・SD の各取り組みについて、定期的にその内容・方法・効果等について検証を行い、その検証結果に基づいた改善を図るものとする。

併せて FD・SD の取り組みや成果については、広く社会に発信する。

定義等に関する概念図

| 大学設置基準等における定義 | 教育職員 | 事務職員等 |
|---|--|---|
| F D (1:授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究 2:教員の教育力向上を図るため、授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とした研修及び研究) | 本学におけるFD (本学のあらゆる活動（「教育・学生支援・学生の受け入れ」「研究」「社会連携・社会貢献」「運営・財務」）の内部質保証を推進することを目的として行われる、組織的かつ継続的な活動) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 教育FD (組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を図る活動) </div> | |
| S D (1:職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（上記FDに該当するものは除く） 2:大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質の向上を目的とした研修) | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 教育技術職員等を対象とした研修活動 </div> | 本学におけるSD (事務職員が業務を通じて貢献できるようになることを目的として行われる資質向上や職能開発に関するあらゆる活動) |